

4 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

(1) 犯罪等に対する態勢を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成16年12月13日に施行した。条例では、区や区民などが互いに協力して、防犯や防火などの生活の安全に配慮したまちを実現するために必要な事項を定めている。

●練馬区安全・安心協議会

区・区民・関係行政機関・関係団体などが一体となって、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」で位置づけられた区長の附属機関として設置された。協議会は、区長からの諮問に応じて、安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項や必要事項について審議し、答申することを目的としている。

●地域防犯防火連携組織

地域における防犯防火について「地域のことは地域で協力して守る」という考え方にに基づき、PTA・町会自治会・商店会などの住民団体や、学校・児童館・出張所などの区立施設などが連携して、自主的活動を展開できる体制を構築していく。

すでに構築された連携組織に対しては、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行う。平成23年度は、9組織に対し補助金を交付した。

●地域防犯防火活動実施団体登録制度

区内で自主的に防犯防火活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、希望に基づき「地域防犯防火活動実施団体」として登録し、各種支援を行っている。平成24年3月31日現在で276団体が登録している。

<支援の内容>

- ・夜光ジャンパーや防犯ブザーなどパトロールに必要な用品を支給する。
- ・パトロール中の怪我などに備えて、区の費用負担でボランティア保険に加入する。
- ・パトロールを行う際に、委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーを貸し出す。

●ねりま安全・安心パトロールネットワーク

業務で区内を広範囲にまわる業界団体などとパトロールにかかる協定を締結し、パトロールのプレートを配布するとともに、業務をしながらのパトロールをお願いしている。平成24年3月31日現在で9団体と協定を締結している。

●防犯設備整備費補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、道路に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。なお、防犯カメラの場合には、住民のプライバシー保護に配慮するため、区が策定した「練馬区防犯カメラ設置指針」を遵守することが補助の条件となる。

●住宅防犯防火対策に対する支援

区民が個人住宅に対して行う防犯防火対策を支援するため、区内の専門業者と協定を締結し、区民に対し消火器・防犯用品などのあっせんを行っているほか、住宅用火災警報器の共同購入事業を行っている。

●防犯ブザーの配付

犯罪から子どもたちを守るため、区内在住または在学の小中学生全員に、防犯ブザーを配付している。

また防犯目的のほか、地震や火災などにあった場合に居場所などを周囲に知らせることができるよう、一定の要件を満たす高齢者に対しても防犯ブザーを配付している。

●「街かど安全70万区民の目警戒」運動

区内の3警察署および3防犯協会と協定を締結し、区民に対し、防犯意識啓発のイベントを協同で実施している。平成23年度はパトロールフェアなどのイベントを行った。

●ねりま安全・安心メール

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火・防災に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメールにより配信している。平成24年3月31日現在で27,430件が登録されており、23年度は128件の情報の配信を行った。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、警察のパトロールカーと似た配色を施した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

このパトロールカーを使用して、区が委託した警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、地域防犯防火活動実施団体などの住民団体が自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーの貸出しを行っている。平成23年度は延べ411件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100メートル四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。平成24年3月31日現在で5,940本を配備している。

●空き地・空き家に対する指導など

周辺区民に危害を及ぼすおそれのある空き地や空き

家などについて、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の規定に基づき、その所有者や居住者などに対し、必要に応じて指導などを行っている。

●消防団

消防団は地域住民が主体となり、火災や震災現場で消防署と連携しながら、消火・人命救助・応急救護活動を行うために組織された消防機関である。

区内の消防団は消防署管轄ごとに3団が組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時においても、区民に対して出火防止・初期消火・救助・救護活動の指導など地域防災防火のリーダーとして幅広い活動を行っており、区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について助成を行っている。

(2) 自然災害に対する態勢を強化する

●災害対応力の向上

地震の被害を最小限に抑えるためには、自助（自分の命は自分で守る）・共助（自分たちのまちは自分たちで守る）・公助（行政や防災関係機関の防災活動）のそれぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切だといわれている。

特に、同時に多くの場所で発生する家屋倒壊や火災に対しては、区民の災害対応力の一層の向上が不可欠である。

自助については、防災に関する情報を掲載した「防災地図」、地震が起きたときにとるべき行動や日ごろから備えておく内容を説明した「防災の手引き（災害にそなえて）」など各種印刷物の発行、防災講演会・防災講習会の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

共助については、区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

公助については、地域防災計画の実効性を更に高めるための修正や震災時に迅速かつ的確に応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、最短で平常業務に復するため、「練馬区業務継続計画（地震編）」を策定した。

地震災害以外では、水災害対策も喫緊の課題である。都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生している。集中豪雨により、平成17年9月4日には23年ぶりに石神井川が氾らんし、687件の被害があった。また22年7月5日、23年8月26日の集中豪雨においても、それぞれ156件、27件の被害が報告された。

このため、河川の改修を引き続き行うとともに、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について啓発するためのチラシを作成し、河川の増水による浸水の被害が予想される地域の全戸に対し、毎年配布を行っている。

●練馬区防災気象情報配信メール

平成23年6月から集中豪雨や台風シーズンに備えて、区内の大雨洪水警報等の気象情報や週間天気予報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメールにより配信している。

●災害対策条例、地域防災計画

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月15日に練馬区災害対策条例を制定し、同年4月1日に施行した。

また、この条例で定める理念や施策目標を実現するための計画が、練馬区地域防災計画である。本計画には、被害想定や過去の災害をもとに、地震・水災害などに対する災害予防や応急対策、復旧、復興など、区のさまざまな防災対策を盛り込んでいる。また、区が実施した訓練の結果や、各地で起きた災害とその支援活動から得られた教訓などを反映させ、適宜計画の見直しを行っている。これまでに、7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に際しては、計画を全面的に見直し、全ての区立小中学校を避難拠点として位置づけた。また、16年には東海地震事前対策を盛り込み、18年と19年には防災会議体制や災害対策本部体制の充実を図った。更に、20年には東京都地域防災計画の修正を受けて、減災目標の設定や福祉避難所の考え方の導入、災害時要援護者名簿登録制度などを位置づけた。

23年3月11日に発生した東日本大震災に際しては、従来の計画の枠組みでは対応できない様々な課題が顕在化したことから、発生の切迫性が指摘されている首都直下地震などの大災害に対し、より実効性の高い体制を整備するため、24年3月に計画の抜本的な見直しを行った。計画では、「自助」「共助」「公助」を基本的な考え方とし、特に「共助」においては、「区民相互や区民と行政が、日ごろから顔の見える関係を築き、相互の「絆」を強めておく」ことを掲げた。また、区の初動対応の充実、災害時要援護者の新たな安否確認制度の構築、避難拠点における備蓄の見直し、帰宅困難者対策の実施、さまざまな情報伝達手段の確保などを盛り込んだ。

なお、本計画については、24年度に予定されている東京都地域防災計画の修正内容および新たな被害想定に基づき、再度、修正を行うこととしている。

練馬区に関する地震被害想定（抜粋）

平成24年4月 東京都防災会議発表

被害の種類	東京湾北部地震(M7.3)	多摩直下地震(M7.3)
全壊棟数建物	1,946棟	2,611棟
出火件数	12件	12件
棟数焼失	3,065棟	2,968棟
死者	※166人	※212人
負傷者	※4,722人	※5,389人
避難生活者数	59,299人	76,859人
徒歩帰宅困難者数	98,294人	98,294人
閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数	98台	101台
ライフラインの被害		
電力（停電率）	5.3%	6.3%
ガス（供給支障率）		
①ブロック内全域でSI値が60Kine超のケース	0.0%	0.0%
②ブロック内1/3でSI値が60Kine超のケース	25.6%	95.3%
上水道（断水率）	17.2%	28.3%
下水道（管きよ被害率）	19.7%	19.8%
固定電話（不通率）	2.2%	2.2%

(冬の夕方18時 風速8m/s)

※死者数、負傷者数に関しては冬の5時 風速8m/sの場合

●区民防災組織

大地震等の災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、自発的な防災組織の育成を図る。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練助成金として1組織当たり年3万円を支給し活動を支援している。

1 市民消防隊

災害発生時に、都の指定する避難道路およびその周辺の消火を行うことにより、避難者を守る目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C級）などの資器材を整備している。

2 防災会

大地震や水害などの災害に際して、初期消火や救出・救護活動、安否確認の実施により、地域での被害を防止したり、災害後の復興を行うために組織されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ（D級）、組立式リヤカー、担架、スコップ、トラロープなどの資器材を整備している。

※ 災害時要援護者対策

災害時要援護者登録制度は平成19年8月から始まった。要援護者支援の主体としては、区、地域住民、各種支援団体、医療機関、福祉サービス事業者などが考えられる。しかし、一刻を争う緊急時には、行政の支援を待つよりも、地域で主体的に対応することが極めて重要であることは、阪神・淡路大震災をはじめとした過去の大規模災害の被害状況からも明らかになっている。

このことから、地域の災害時要援護者の安否確認等の対策に役立つよう20年度から登録者名簿を防災会に提供した。しかし、防災会単独で、このような取組を行うには人員の確保や個人情報の問題等のため困難を伴うことも多いことから、災害時要援護者支援の主体

者の力を結集し、それぞれが分担して要援護者の安否確認を行う、新たなシステムを構築する。

3 避難拠点運営連絡会

区では、大地震等の際に区立の全小・中学校を「避難拠点」として位置づけ、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。「避難拠点」の運営は職員だけで行うことは困難であるため、地域住民による「避難拠点運営連絡会」が結成されている。「避難拠点運営連絡会」は、平常時から、訓練・講習会・会議等様々な活動を通して「いざ!」というときに備えている。9年度から準備会を開催し、14年6月に全校で発足した。

<避難拠点の役割>

- ① 水・食糧の配給
- ② 避難生活支援
- ③ 復旧・復興関連情報の提供
- ④ 簡単な手当、健康相談の実施
- ⑤ 被災者のための相談所開設
- ⑥ 救助などの要請

避難拠点には、上記の役割を果たすために、食糧、燃料、毛布、発電機等を配備している。

※都では、災害時に火災が拡大するなど、より広域にわたり生命に危険が及ぶような事態に備え、都立公園などをあらかじめ避難場所として指定している。都指定避難場所は区立小・中学校の避難拠点でも安全が確保できない場合の避難先として位置づけられている。

区民防災組織の数

平成24年3月31日現在

市民消防隊	15隊
防災会	288組織
避難拠点運営連絡会	99組織
その他	7組織

●防災訓練

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署、警察署、自衛隊などの公的機関、市民消火隊、防災会、避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と協力し、各種の防災訓練を行っている。

1 震災総合訓練

平成23年3月11日の東日本大震災で顕在化した初動対応等の課題を踏まえた地域防災計画の見直しに基づき、震災時初動対応の再構築、情報の収集、伝達および活用の習熟等を図ると同時に、区の災害対応のあり方を見直していく機会とした。

- (1) 日時 24年1月15日(日)
- (2) 場所 ア 練馬区役所(豊玉北6-12-1)
イ モデル拠点会場
ア) 開進第二中学校(練馬2-27-28)
イ) 光が丘夏の雲小学校(光が丘3-6-1)
ウ) 光和小学校(石神井町2-16-34)
ウ 全避難拠点(区立小中学校)99か所
- (3) 参加者数 2,750人
- (4) 訓練の様子

訓練では、地震により激甚な被害が発生した練馬・光が丘・石神井地域の3地域に、現地対策本部を設置し、警察や消防、地域住民らと連携して、家屋の消火、倒壊建物からの人命救助などの実働訓練が行われた。

特に災害時は、災害時要援護者といわれる高齢者や障害者等への迅速な安否確認が求められる。そこで練馬・石神井地域では、清掃事務所職員によるごみの戸別訪問収集対象者の安否確認が行われ、光が丘地域では、地域住民による近隣の要援護者への安否確認が行われるなど、さまざまな角度から、災害時により迅速な安否確認ができる体制を検証する訓練が行われた。

現地対策本部の訓練には、区と災害協定を締結している8つの自治体のうち、長野県上田市、群馬県前橋市、群馬県下仁田町、西東京市、埼玉県和光市、埼玉県新座市が参加して、協定に基づく支援活動を行った。

さらに、災害時に必要な情報伝達の手段としてバイク隊が編成され、災害状況を伝える広報紙や映像を現地対策本部に届ける訓練を行った。

また、一般来場者も避難者として避難拠点の受付を行い、応急救護や煙体験、初期消火などの訓練を通して、防災意識の向上を図った。

加えて、区内の避難所であり防災活動の拠点となる全区立小中学校(避難拠点)99校を一斉に立ち上げ、拠点要員になっている区職員や学校教職員、地域住民からなる避難拠点運営連絡会が、備蓄されている資器材の操作訓練や防災行政無線の通信訓練、炊き出し訓練などを行った。情報拠点(21か所)・医療拠点(10か所)・給水拠点(16か所)に指定されている拠点で

は、その役割に応じた訓練も実施した。

今回は、災害協定を締結している隣接自治体など(西東京市、埼玉県和光市、埼玉県新座市)の住民も初めて避難拠点の訓練に参加し、住民同士の交流を深めた。

本庁舎では、災害発生後ただちに災害対策本部を立ち上げ、災害対策の方針を定める災害対策会議や、方針に基づき具体的な運営を決める災害対策運営会議を開催し、区全体の災害応急対策を実施した。

2 水防訓練

近年の集中豪雨や台風等により、大雨などで発生する水害に対応するため、水防工法や避難誘導など、災害対応力を向上させることを目的として実施している。

23年度は東日本大震災の影響により中止した。

3 区民防災組織における訓練

同時に多くの箇所では家屋倒壊や火災が発生した場合、全ての被害に対して、公的機関だけで対応することは非常に困難であり、地域の力は欠かすことはできない。地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消火隊、防災会等による自主的な訓練が年間を通して実施されている。

また、災害時には区立小・中学校が避難拠点となり、避難者の対応や避難生活の支援を行うことになるため、地域の方々により結成された「避難拠点運営連絡会」による訓練が実施されている。(以下、23年度訓練実績)

- (1) 市民消火隊・防災会等による訓練、会議等
訓練回数、会議・講習会等
302回 参加人数 24,285人
- (2) 避難拠点防災訓練、会議等
訓練回数 110回 参加人数 17,985人
会議・講習会等 372回 参加人数 8,630人
- (3) 軽可搬消火ポンプ操法大会
ポンプ操作の習熟と、組織間の交流を目的として、区内を3地域(練馬・石神井・光が丘)に分けて「ポンプ操法大会(発表会)」を開催している。
参加団体 40団体 参加人数 750人

●防災功労者・功労団体表彰

昭和62年度から、地域の防災対策に貢献のあった個人および団体を表彰している。平成23年度は功労者71人、功労団体16団体を表彰した。

●普及啓発活動

1 防災講演会

平成24年3月11日に練馬文化センターで、一般区民および区民防災組織関係者を対象に「来るべき首都直下地震に備えて～地域の自主防災はなぜ必要か～」をテーマに防災講演会を開催し、約1,000人が参加した。

2 防災用品のあっせん

消火器、家具転倒防止器具、非常持出袋等の防災用品について、パンフレット・ポスター・区報・展示等によるお知らせをし、あっせんを行っている。

23年度は、627件、3,201品の申込みがあった。

3 防災の手引きなどの発行

防災に関する情報を掲載した「防災地図」を、「わたしの便利帳」に挟み込み配布している。

また、地震が起きた際にとるべき行動や、日ごろから備えておく内容を説明した「防災の手引き」を発行し、区民事務所・出張所などで配布しているほか、区への転入者に対して、わたしの便利帳と共に配付している。

4 起震車による震度体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的とした起震車による震度体験訓練を行っている。

23年度に141回の訓練を実施し15,769人が体験した。

●ねりま防災カレッジ

ねりま防災カレッジの設立に先行し、平成20年度からカレッジ設立目的のひとつである防災組織のリーダーとなる人材を育成する講習会を開催した。

区民防災組織で活動する方を対象に講習会を実施し、20年度は81人、21年度は49人が修了した。22年度は、20年度21年度の修了者を対象としたフォローアップ講習を実施した。

23年度は防災・減災に関する情報等、区民が自ら必要とする知識を学ぶことができる「バーチャルねりま防災カレッジホームページ」を制作した。

●防災センター

1 練馬区防災センター

区は、災害対策活動の中核を担う施設として平成5年度に区役所本庁舎7階に「練馬区防災センター」を開設した。

防災センターには、迅速な被害情報の収集と的確な災害対策活動を実施するために、情報処理系・映像系・通信系の様々なシステムを備えている。

16年度に再構築された防災情報システムは、庁内LANを利用し、避難拠点や情報拠点および災害対策各部で収集した情報を防災課サーバーに登録するものであり、更なる災害情報の共有化と情報連絡体制の効率化が図られた。

また、大型プロジェクターや本庁舎等の屋上に設置した高所カメラなどを活用して、区内の被害状況や収集した各種の情報を映像として確認することができる。さらに、都との連携によるテレビ会議を行うことも可能である。

2 情報連絡態勢の整備

震災時には、有線通信の断絶が予想されるため、防災行政用無線による情報連絡態勢を整備している。

防災行政用無線は、防災センター通信系システムの一環であり、2種類の無線システムで構成されている。

「移動系無線」は、災害時に、区とともに災害対策活動に当たる警察・消防、電気・ガス・水道などのラ

イフライン機関、練馬区医師会などと無線による情報ネットワークを構築しているものである。避難拠点である区立小・中学校、区立施設、庁有車および防災関係機関等へは、相互連絡ができる無線機215台を配備している。

「同報系無線」は、災害に関する情報を区民に提供することを目的とした無線放送設備であり、23年度末現在、無線放送塔191局、防災ラジオ904台を配置している。

また、17年度から、災害時優先電話の整備と衛星携帯電話の導入を図った。

●防災施設の維持

1 食料等の備蓄、備蓄倉庫の整備

食糧については、被災想定人口の1日分を区が備蓄し、2日目以降については都が確保することとなっている。このため区では、幼児および高齢者にはアルファ米を、その他の人にはクラッカーを備蓄している。また、乳児については3日分の調整粉乳を備蓄している。

このほか、毛布などの生活必需品や、停電に備えた発電機等の資器材も備蓄している。

これらの救援救護物資や資器材を備蓄する備蓄倉庫を、区立小・中学校の避難拠点に設置している。

また、倒壊した家屋からの救助に使用するエンジンカッター、油圧ポンプ等の救助用資器材を土木出張所に備蓄している。

食糧等の主な備蓄

平成24年3月31日現在

品名	1拠点当たり備蓄数
ク ラ ッ カ ー	1,190食
調 整 粉 乳	20缶
ア ル フ ァ 米	600食
哺 乳	20本
炊 飯	11,000枚
配 水	600枚
ポ リ 容 器	200個
組 立 水 槽	2基
毛 布	1,200枚
紙 お む つ 架	1,350枚
担 立 ト イ レ	2台
組 電 機	3台
発 投 光 器	2台
生 理 用 ナ プ キ ン	2基
携 帯 用 ト イ レ	1,384枚
	600枚

注：①この他に医療用品、生活必需品、資器材およびろ過器も備蓄している。

②各避難拠点以外に区備蓄倉庫でも各種の物資を備蓄している。

●飲料水の確保

生命の維持に最も重要な飲料水の確保は、震災時における最重要課題の一つである。

飲料水は、都の責任において措置し確保することになっており、区内には光が丘公園内の練馬給水所(66,600m³)と、大泉公園・学田公園(各1,500m³)、は

やいち公園・みんなの広場公園（各100m³）の応急給水槽とあわせて5施設で確保されている。

しかしながら、震災時には道路等が寸断されることも予想され、各施設からの搬送が困難になることも想定される。

そのため、区では独自の飲料水確保対策として、民間水道組合等の協力を得て、区内20か所の深井戸（地下100m以上の深さで、飲料用に適したもの）を防災井戸として指定している。これらの防災井戸には震災時の停電に備え、非常用発電機を設置している。

また、区立全小・中学校のプールおよび区立プールの水を飲料水として使用できるよう、非常用ろ過器を配備している。

●消火用水・生活水の確保

震災時には、断水により消火栓が使用不能になる可能性が高いため、区内1,321か所に防火水槽を整備している。

東京消防庁は、火災危険度等が高く消防水利が不足する地域に、防火水槽の増強配備を図るとともに、プール、受水槽などの水も消火用水として充てることとしている。

消火栓を除く区内の消防水利は、合計1,685か所である。

また、区内の各家庭が所有する浅井戸（掘り井戸で、地下7mぐらいのところまで水がたまっているもの）の所有者と協定を結び、ミニ防災井戸に指定している。この井戸に手動ポンプを取付け、初期消火用水および災害時の生活用水として活用することとしている。平成23年度末現在、515か所を指定している。

なお、この手動ポンプには、区民防災組織に貸与している軽可搬消火ポンプ（D級）を接続することができる。

消 防 水 利			平成24年3月31日現在
種 別			個 所 数
消	火	栓	7,330
防	火	水 槽	1,321
貯	水	池	1
受	水	槽	125
プ	ー	ル	139
河	川	・ 溝	91
池	・	堀	8

●各種団体との協定

被災者への支援は、区や防災関係機関だけでは、必ずしも十分な対応ができない。

そこで、主に区内の業界団体や法人、他の地方自治体等と、災害時の被災者支援のための協定を締結している。締結団体等は毎年増加し、支援の種類も多岐にわたるものとなっている。

災害時に、これらの団体等との協働の力で被災者支援が可能となるように、協議や訓練に取り組んでいる。

区と民間団体との協力協定としては、飲料水・食糧・医薬品等の物資の優先供給、人命救助や救急医療、障害物除去、動物の救護および災害時の情報提供等の労務需給に関する協定等を締結し、状況に応じた円滑な応急対策活動が可能となるよう態勢を整えている。

災害時協定締結民間団体等 平成24年4月1日現在

・情報収集と伝達関連	11団体
・緊急輸送対策関連	4団体
・消火・救助・救急活動関連	51団体
・医療救護活動関連	7団体
・飲料水・食料等の調達と供給関連	18団体
・その他の協定等関連	12団体
・都立高等学校の利用関連	11校
・郵便局との相互協力関連	4局

災害時協定締結自治体 平成24年4月1日現在

・長野県上田市	・群馬県館林市
・群馬県前橋市	・東京都西東京市
・福島県塙町	・埼玉県和光市
・群馬県下仁田町	・埼玉県新座市
	・東京都武蔵野市